

茨城県神栖市における汚染土壌等の処理の状況について

茨城県神栖市における掘削調査により発生した有機ヒ素化合物による汚染土壌、コンクリート様の塊等について、平成18年12月1日より同市内の鹿島共同再資源化センターにおいて本格処理を開始しました。

本資料では、汚染土壌等の本格処理の状況について報告します。

1. 本格処理の状況

平成19年6月21日現在における本格処理の状況は下表のとおりです。

| | 処理量累計 (6/21 現在) | 処理予定量 | 進捗率 (6/21 現在) |
|----------------|--------------------|----------|------------------|
| 有機ヒ素汚染土壌 | 約1034トン | 約2,116トン | 約54.6% |
| コンクリート様の塊及び粗大物 | 約109トン | | |
| 汚染米 | 約14トン | | |

2. 環境モニタリングの分析結果

環境モニタリングの分析結果は、次ページの別表のとおりです。

3. まとめ

焼却施設の燃焼温度等に大きな変化はなく、通常の操業状態どおりに処理を行うことができました。

環境モニタリングの分析結果では、全ての検体で有機ヒ素は不検出であり、処理により土壌等に含まれていた有機ヒ素は確実に無機化されたことが確認されました。排ガスからの総ヒ素は不検出であり、煙突からヒ素は排出されていないことが確認されました。また、主灰及び飛灰の総ヒ素の溶出量は、管理型処分に係る溶出量の基準値未満（今回は不検出）であることが確認されました。

4. 今後の予定

今後も定期的な環境モニタリングを実施することとしており、その結果については、広報かみすや神栖市ホームページにおいて定期的にお知らせ致します。

別表 環境モニタリング分析結果

1. 排ガスのヒ素含有量

| 測定日 | 炉NO. | 有機ヒ素 mg/m ³ | 総ヒ素 | | 測定場所 |
|----------|-------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|------|
| | | | 粒子状 mg/m ³ | ガス状 mg/m ³ | |
| H19.1.16 | 2号炉 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 煙突入口 |
| H19.2.27 | 1&2号炉 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 煙突入口 |
| H19.4.12 | 1号炉 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 煙突入口 |

(*1)「不検出」とは、定量下限値(0.001mg/m³)未満であったことをいう。

(*2)排ガスの総ヒ素の自主基準値として、0.05mg/m³を設定。

2. 主灰、飛灰のヒ素含有量

(1)主灰(焼却炉から排出された灰、燃えがら)

| 測定日 | 炉NO. | 有機ヒ素 mg/kg | 総ヒ素 mg/kg |
|----------|-------|---------------|--------------|
| H19.2.27 | 1&2号炉 | 不検出 | 32 |

(2)飛灰(集じん機で捕捉された灰、ばいじん)

| 測定日 | 炉NO. | 有機ヒ素 mg/kg | 総ヒ素 mg/kg |
|----------|-------|---------------|--------------|
| H19.2.27 | 1&2号炉 | 不検出 | 54 |

(*3)「不検出」とは、定量下限値(0.02mg/kg)未満であったことをいう。

(*4)(2)の表のデータは、重金属類安定化処理前のものである。

3. 主灰、飛灰のヒ素溶出量

(1)主灰(焼却炉から排出された灰、燃えがら)

| 測定日 | 炉NO. | 総ヒ素 mg/L |
|---------|-------|--------------|
| | | 基準値 0.3未満 |
| H19.2.8 | 1号炉 | 不検出 |
| H19.3.7 | 1&2号炉 | 不検出 |
| H19.4.4 | 1&2号炉 | 不検出 |
| H19.5.1 | 1&2号炉 | 不検出 |

(2)飛灰(集じん機で捕捉された灰、ばいじん)

| 測定日 | 炉NO. | 総ヒ素 mg/L |
|---------|-------|--------------|
| | | 基準値 0.3未満 |
| H19.2.8 | 1号炉 | 不検出 |
| H19.3.7 | 1&2号炉 | 不検出 |
| H19.4.4 | 1&2号炉 | 不検出 |
| H19.5.1 | 1&2号炉 | 不検出 |

(*5)「不検出」とは、定量下限値(0.01mg/L)未満であったことをいう。

(*6)(2)のデータは、重金属類安定化処理後のものである。

(*7)「基準値」は、管理型処分に係る総ヒ素の溶出量の基準値を記載。

(注1)「有機ヒ素」は、ジフェニルアルシン酸(DPAA)及びフェニルアルソン酸(PAA)を個別に測定。

(注2)平成19年2月の環境モニタリング時は、1号炉のみ稼働。